

## 吉川市建設工事総合評価方式試行要領

平成 19 年 8 月 27 日告示第 218 号

### 吉川市建設工事総合評価方式試行要領

(趣旨)

**第 1 条** この要領は、吉川市契約規則（昭和 39 年吉川町規則第 2 号。以下「規則」という。）第 18 条第 2 項の規定により、法令及び規則に定めるもののほか、市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項（令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

**第 2 条** 総合評価方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、市長が選定する。

2 市長は、建設工事の目的及び内容を類型化し、対象工事として選定する基準を定めるものとする。

(総合評価の方法)

**第 3 条** 令第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）で価格以外のものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 評価の対象とする条件（以下「評価項目」という。）

(2) 評価の方法

2 市長は、前条第 2 項の規定により類型化された建設工事ごとに落札者決定基準を定めるものとする。

3 市長は、その責任において、個々の対象工事の落札者決定基準のうち次に掲げる事項を主管の課長相当職に意思決定させるものとする。

(1) 評価項目の選定

(2) 評価項目の配点

(学識経験者の意見の聴取等)

**第 4 条** 市長は、総合評価落札方式競争入札を実施するに当たり、令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項並びに地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の規定に基づき、あらかじめ、次に掲げる事項について学識経験を有する者 2 人以上の意見を聴くものとする。

(1) 落札者決定基準を定めることについて

(2) 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて

(3) 落札者を決定しようとするについて

2 前項の学識経験者を有する者は、総合評価方式における学識経験者への意見聴取に関する協定を締結する協定市が選任するものとする。

(補則)

**第5条** この要領に定めるもののほか、総合評価方式の試行に当たり必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成19年9月1日から施行する。

**附 則** (令和2年6月8日告示第147号)

この告示は、令和2年6月8日から施行する。

**附 則** (令和3年4月1日告示第110号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。